

長崎県告示第 198 号

土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。)第 20 条の規定により次のとおり事業の認定をした。

令和 3 年 3 月 12 日

長崎県知事 中村 法道

第 1 起業者の名称 時津町

第 2 事業の種類 町道子々川日並線改築工事(長崎県西彼杵郡時津町子々川郷字廣田地内から同町子々川郷字城ノ尾地内まで)

第 3 起業地

1 収用の部分 長崎県西彼杵郡時津町子々川郷字廣田、字石垣及び城ノ尾地内

2 使用の部分 長崎県西彼杵郡時津町子々川郷字廣田、字石垣及び城ノ尾地内

第 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、「町道子々川日並線改築工事(長崎県西彼杵郡時津町子々川郷字廣田地内から同町子々川郷字城ノ尾地内まで)」(以下「本件事業」という。)であり、町道子々川日並線(以下「本路線」という。)は道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条第 4 号に掲げる市町村道にあたることから、本件事業は法第 3 条第 1 号に掲げる「道路法による道路」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

起業者である時津町は、道路法第 16 条第 1 項の規定により、道路管理者であることから、本件事業を実施する権能を有していると認められる。

また、本件事業に必要な経費について財源措置を講じていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、長崎県西彼杵郡時津町子々川郷字廣田地内の一般国道 206 号(以下「国道」という。)との接続点を起点として、同町日並郷字久保地内の町道日並中央線、町道日並左底線及び町道道木線との接続点を終点とする延長 2.7km の道路であり、準幹線道路として地域住民の通勤、通学等の日常生活を支えるうえで重要な役割を果たしている。

一方、本路線と接続する国道は、長崎市と佐世保市を結ぶ基幹道路となっており、更に役場や学校などの公共施設や商業施設及び住宅地が連たんすることから、地域内交通と通過交通が輻輳して慢性的な交通渋滞が発生している。

このため長崎県では、国道のこうした渋滞の解消を図ること等を目的として、西彼杵道路の一環となる自動車専用道路である、一般県道奥ノ平時津線(以下「県道」という。)の改築工事(以下「時津工区」という。)を計画し、令和 5 年 3 月に供用開始するため工事を施行している。

時津工区の完成により国道から県道へ通過交通等が転換されることとなるが、本路線は町道日並左底線を介して国道と県道のアクセス道路となる位置にあることから、転換された通過交通の多くが流入すると予想されている。因みに長崎県の予測では、令和 5 年 3 月の時津工区の供用開始時には、本路線の交通量は 8,400 台/日であり、現状の自動車交通量は 668 台/12h から大幅に交通量が増加することが予測されている。

しかしながら、本路線は道路幅員が 4 m 未満の幅員狭小区間が約 1 km 存しており、普通自動車等の円滑な相互通行が困難な状況であるため、交通量が大幅に増加すれば交通渋滞等の発生により地域住民の生活道路としての機能に大きな支障を及ぼすほか、国道と県道のアクセス道路としての機能も発揮できない状況となる。また、本路線周辺には住家が存し、時津町立時津北小学校の通学路に指定されているにもかかわらず、歩道が設置されていないことから、歩行者等と通行車両のすれ違い時には交通事故の危険性が非常に高く、安全性が確保できない状況となる。

本件事業の完成により、時津町道路の構造の技術的基準等を定める条例(平成 24 年 12 月 26 日 条例第 20 号)(以下「町条例」という。)第 3 種第 4 級の規格を有する 2 車線道路が整備されることは基よ

り、時津工区の完成・供用によって著しく増加することとなる自動車交通量（8,400台/日）を渋滞が生じることなく処理できる。また、幅員2.2mの歩道が新たに整備されることにより、自動車交通と歩行者交通が分離され歩行者等の安全な通行の確保が図られるものであることが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が令和2年11月に任意で行った調査によると、大気質等については環境基準等を満たしていると認められる。

なお、起業者は、工事中における資機材の運搬車両の走行に係る騒音等が環境保全目標値を若干上回るため、消音器の設置等を実施して常に正常な運転を行うように徹底を図るなどの環境保全措置を講じている。

また、起業者は、本件事業区間及びその周辺の土地において、動植物については有識者ヒアリングを経て、本件事業は既存道路の改築であり、周辺に同様の環境が残ることなどから生息及び生育に対する影響は小さい、または保全措置の実施により影響が低減されると予測している。

そのため、起業者は、主な保全措置として、絶滅危惧種であるカスミサランショウウオ等については工事中発見された場合、工事区域外へ逃がすこととしている。また、子々川川の下流にヒロクチカノコ等、日並川の下流にウミナ等の絶滅危惧種が生育していることから、工事で発生した土砂等が下流側に流出しないようシフトフェンス等の保全措置を講ずることとしている。

起業者は、本件事業区内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていないが、工事施工中に遺跡や埋蔵文化財が発見された場合には、専門家の指導助言を受け必要な保全措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の安全で円滑な交通の確保及び歩行者等の安全な通行を図ることを目的とし、町条例第3種第4級の規格に基づき、2車線道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は町条例の規格に適合していると認められる。

また、本件事業の起業地については、現道の良好な線形を利用拡幅する案（以下「申請案」という。）現道の南東に位置する山の山すそを通過することによって現道沿線の集落をかわした後、現道の良好な線形を利用拡幅し終点に至る案、起点から南方向に直進する形で現道沿線の集落をかわした後、現道の良好な線形を利用拡幅して終点に至る案の3案による検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は、移転対象物件は3案中中位であるものの、土工バランスは3案中最も良く施工性に優れていること、事業費が3案中最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件事業は、町条例第3種第4級の規格を有し、自動車交通と歩行者交通が分離された道路を整備することにより、時津工区の完成・供用（令和5年3月）によって著しく増加することとなる自動車交通量（8,400台/日）を渋滞することなく、処理するとともに歩行者等の安全な通行を確保しようとするものであり、令和5年3月の時津工区の完成・供用までには完成・供用する必要があることから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、子々川自治会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 時津町役場（都市整備課）